

平成 26 年 7 月 17 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 26 年台風第 8 号の接近に伴う大雨等に係る災害に関する 相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、7月16日付で「平成26年台風第8号の接近に伴う大雨等に係る災害に関する相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

窓口設置場所	お問い合わせ先
本店 農林水産事業本部	フリーコール 0120-926478 所在地 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー

なお、長野支店、山形支店、仙台支店（注1）及び高知支店の各農林水産事業においては、台風第8号関連の相談窓口を既に設置しています（注2）。

日本公庫は、本災害による影響を受けられた農林漁業や農林水産物の加工・流通業を営む皆さまを対象に、公庫資金のご融資やご返済に関する相談に政策金融機関として円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】（注3）

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率（注4）
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は300万円（特例600万円）のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.85%以内
農林漁業 セーフティネット資金 (災害)	災害を原因とする売上や所得の減少など一定の要件を満たす農林漁業者の方が、経営の安定を図るために必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】 年間経費等の 3/12以内	10年以内 (3年以内)	0.55%以内

（注1）山形県内の林業者・漁業者の皆さまからの相談を承っています。

（注2）中小・小規模事業者の皆さまに対しては長野県内及び山形県内の全支店に特別相談窓口を設置しています。

（注3）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

（注4）利率は平成26年7月17日現在のものです。金利情勢により変動します。